

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成25年 3月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月13日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月13日 午後2時59分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第3 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第4 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例
- 日程第5 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例
- 日程第6 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第26 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第36号 鞍手町道路線の認定
- 日程第34 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

平成25年3月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず町長より提出されています議案第12号の訂正と、地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計に関する資料をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の計画の変更の中身については、中学校統合に係わる通学路の安全確保とかという点が主だと思いますが、総額でどのくらい見込んでいるのか。それが毎年過疎債の枠が幾らずつ下りて来るのかよく分からないと思います。

それがもし足りない場合はどうされるのか。これは統合に向けてお尻の決まった部分ですから、その工事についてどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず今回の過疎計画の変更に伴う部分でございますが、お配りしています地図で場所を確認させていただきます。

お配りしていますA3版の縦刷りのカラー刷りですが、その中で1番から18番までの箇所がございます。その内四角い部分がグレーの色に塗っている部分につきましては、既に上がっている事業ということになります。

白抜きの部分が今回新たに追加する箇所でございます。この事業に伴います事業融資としましては、全体で平成25年度は13億3450万円というふうになっています。その事業費に対する過疎債の内訳としましては1億3345万円に対しまして、過疎債を充当している部分が1億2550万円充当しています。

今後の過疎債の充当に関して、これまで平成23年度、24年度と、要望額に対しまして減額されている部分がありました。平成25年度の国の地方債計画では、この過疎債につきましては、24年度2900億円に対しまして、3050億円ということで、25年度は150億円過疎債の枠が、国の予算では追加になっていますので、この分については事業費としては、本町として期待する部分でございます。

ただ実際に事業費を上げて減額になる可能性は当然ございます。この部分については他の

有利な起債等を活用しながら、若しくは事業の優先順位を付けながら対応して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

過疎債で対応出来ない部分は別の分でもやるということですね。

今回の通学路の整備の関係で言えば、これだけ多くの整備事業が必要なわけで、いつ頃の部分をやって行くのかとかが分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回過疎計画の変更で上げていますこの図面の内、平成25年度と平成26年度の部分も含まれています。その内平成26年度事業として上がっているのは、7番の小橋・十念線歩道改良工事。それから10番目の本町・新延線歩道改良工事が、今の段階では26年度計画というふうに考えています。それ以外は25年度に実施する予定でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回、今質問がありましたように、かなり多くの事業が追加されていますが、もう少し具体的にどのような改良をするのか、どのような工事予定になるのか、内容についてもう少し詳しくお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

中本町・小牧線の歩道改良工事でございますが、現在歩道の幅員が2.25mを3.5mに拡幅しマウンドアップからフラットに改良したいと思っております。

本町・今村線の分ですが、これは現在1.6mの歩道しかございません。これも3.5mの歩道に拡幅して、マウンドアップの分をフラットに改良したいと考えています。

地図番号で7番、小橋・十念線の歩道改良工事ですが、現在は2.4mですが、これを2.5m、10cmしか広がりませんが、これもマウンドアップからフラットに改良したいと考えています。

8番に小橋・十念線の通学路の整備ということで、これは両外側をカラー舗装するように考えています。9番の蘭焼・小牧線でございますが、これも両外側を1mカラー舗装する計画でございます。

10番の本町・新延線ですが、現在歩道が1.8mしかございませんので、これも2.5mの歩道に拡幅したいと考えています。11番、本町・新延線の方でございますが、これはカラー舗装で対処したいと考えています。12番の新北・長谷線でございますが、これは両側をカラー舗装して、長谷川に沿った部分に関しましては転落防止柵を設置したいと考えています。

13番の八尋・長谷・室木線ですが、これも同じく両側にカラー舗装で、川に沿った部分、危険な場所に関しては転落防止柵を設置するように考えています。14番の上新延橋～泉水線に関しましては、現在道路幅員も含めて9.5mを11mに道路改良して歩道設置をしていきたいと考えています。

15番の大橋・白水線に関しましては、これも道路幅員を含めまして、現在7.5mございますが、9.3mに道路改良で拡幅したいと考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回新たに過疎の基金を積み立てるようにするということですが、後の予算でも出て来ますが、今回3500万、町長の提案説明では毎年3500万円ずつ積み立てると言っていましたが、この金額の具体的な中身というか根拠を教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この3500万円の根拠は、本町が過疎地域の過疎債の内のソフト事業分として、特別事業分として割り振られた額でございます。この特別事業分、いわゆるソフト事業分3500万円を平成25年度から、今の段階で過疎の指定期限となる平成32年までの8年間、これを毎年、この部分を全額積み立てて基金を作ると考えています。

最終的に総額としましては、基金積立は2億8千万円になる計算になっています。この積み立てた基金につきましては、定住促進奨励交付金の事業に充当するように考えています。

当初予算にも上げていますが、平成25年度の事業費としては349万4千円を今の段階での交付見込みという形で上げています。これは51件分が今対象となっています。

これが仮にこの形で制度が10年間、補償期間が10年間続くというふうに算定しますと、事業費としては約4億円ぐらいの奨励交付金の試算になってまいります。この4億円に対して2億8千万円を充当するというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

いくら有利な起債とはいっても借金は借金で、3割は返していかないといけない。この基金条例では運用益金の部分だとかいろいろありますが、もうちょっとメリットを、頭が悪いので分からないのですが、どちらが有利なのか。

結局運用してやった方がいいのか、それとも借りないでどうかする方がいいのか、良く分かりませんので、その辺を具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

定住奨励交付金につきましては、一旦固定資産税を納めて頂いて、その固定資産税相当分を交付金としてお渡しするという形になっています。ということは、一旦税額としてその額が入って来ますが、同額を交付金としてお支払いする形になります。

このお支払いする部分が4億円になるということです。この4億円に対して、この基金を使って2億8千万円を充てると。この2億8千万円の中の7割は交付税措置をされるという形になりますので、交付税措置が大体2億8千万円の7割になりますので、1億9600万円という単純な計算ですがそういう形になります。この部分は町として4億円の内固定資産税を出さなくていいというふうになっています。

これまでソフト事業につきましては、バスの赤字補填とか転作事業等の補填分、そういう事業に充当していました。いずれかのソフト事業には充当するという形になりますが、今まで充当していた部分につきましては、ソフト事業の追加分を活用して、この追加分につきましては、国全体の予算の執行状況によって枠が変わって来ますが、最大今までの3500万円プラス新たに3500万円までは、枠としては本町にありますので、マックス7千万円内の3500万円を積み立てて、残りの3500万円内のところで他の、今まで充当していたような事業に充当するというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

詳しい説明ありがとうございました。

もう一つは、3500万円を8年間積み立てて2億8万円。これはこのまま運用して置いておくわけですね。積み立てていくわけですね。これから平成32年まではずっと積み立てて、過疎の終わった時点で基金を取り崩して、定住促進の固定資産税の分に充てていくとい

うことですね。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

具体的に申しますと、平成25年度に3500万円一旦積み立てるといふか、予算として上がりますが、積み立てて奨励交付金として毎年上がって来ます。25年度でいいますと3494万円については、これを取り崩して、この基金ですべて充当していくという形になりますので、毎年奨励交付金はこの基金を取り崩していくという形になります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご説明でソフト事業分を基金に積み立てるといふご説明でしたが、ソフト事業分以外にこの基金に積み立てられる原資というのはいないのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

過疎法上積み立てられるものはこのソフト事業分だけの3500万円だけになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第6号 鞍手町インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに対応するというためのものという説明でしたが、この組織自体はいつ設置するのですか。先に設置しておくのか、それとも出てから設置するのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

長友保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

組織は緊急事態宣言が発令された時に本部を設置しますので、その時になります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

予め組織的には設置しておいて、本部長等を決めていて、出されたら直ぐ対応出来るようにするという考えではないのですね。宣言が出された後に、本部長を誰にするかとかということになるのですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。本部自体は、今言いましたように宣言が発令された時に設置しますが、予め組織の構成については、例えば法律にもありますように本部長は町長、本部員は法律にもありますが、例えば副町長、教育長、消防団長、町長が指名する職員というふうになっていますので、大体構成員は決まっていますので、それは即対応出来るものと考えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

第1条で本町における町営住宅及び共同施設というふうにあるのですが、共同施設というのはどういうものを指すのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

森建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

駐輪場とか、共同でございましてので集会場等を指すと考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そういう意味なんですね。町営住宅の中に改良住宅等は含まれているのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

通常公営住宅を本町では町営住宅と言っています。改良住宅は改良住宅という名称でしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。それと基準は設けるのはいいのですが、現状が基準に合っていない部分が多々あると思います。これについてはどのようにされていこうとされているのか、今後どのように考えているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

現状に合っていない部分が多々あると思いますが、この条例に関しましては今後建設する住宅に対して基準を定めていますので、泉水団地からこの基準に当て嵌めて行くように考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

何のために基準があるかと言えば、それはやはり住みやすい住宅だとか、環境を整備することなので、新たに作るのは勿論基準に合ったようにしないといけないと思いますが、現在住んでいる方は、この基準に当て嵌まるように変えていかないといけないと思います。それについてはどのように考えているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

先程建設課長が申しましたように、今後新築する部分は当然この条例を適用と。いわゆる整備基準を適用していきますということになります。

通常これまでも住宅の修繕については、申し上げて来ましたように、一部の修繕等については出来るだけ耐震等を考えて修繕して行くということで対応してきています。

今後住宅が更に年数が経ちますと、住宅全体の大規模改修等が出て来ると思います。そういった折には、これに基づいて全面的ではありませんが、出来るだけこれに対応出来るものとしていくべきだと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程と同じような質問ですが、ここで基準を作るのでしたらどのようなになっているのかと、対象の川がどれだけあるのか、調査はどのようにしたのか、するのか、しないのか等を含めて、これに合っていない部分はどのようにするのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

対象の川としましては、準用河川は町内に5ヶ所ございます。白水川、北田川、六田川、長谷川、室木川の5ヶ所でございます。現在町内の準用河川につきましては、暫定的に整備されています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

現在の河川そのものは、これまで暫定的に整備されたという課長の答弁でございますが、今後の整備指針を立てる上でこういった構造を条例で定めるということで、この中には当然河川構造物ですから、構造ということで堤防も入ります。

こういった整備計画を立てる上で、こういった基準に基づいてやると。これが実際整備に当たりましては降雨強度というのがございます。小河川であればどれくらいの確率に対応出来る河川にすべきかとか、一級河川の遠賀川がございしますが、西川も一級河川ということで西川については50分の1という方針が県から出されているということになっています。

これはもっと調査して、今言った準用河川がどの程度の整備基準でべきかということは、まだ検討までは至っていません。

今後整備する時に、こういった指針を決めて整備基準となる、単純にいいますとどれくらいの雨に耐えうる河川にするかというものを作って、それから整備して行くということになります。これは今後の指針として条例で定めるということにいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

提案理由の中で河川法の一部が改正されたことに伴いということであるのですが、河川法がいつどのような改正があったために、今回この条例を制定するようになったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

河川法の第100条第1項におきまして、一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定を準用する。この場合においてこれらの規定中、都道府県と県知事とあるものは市町村長と読み替え、第13条第2項中政令とあるのは、政令で定める基準を参酌して、市町村の条例と読み替えるものとするということ。と、河川法第13条第2項に河川。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この河川法の改正は地域主権改革の一環で、第一次一括法の中で改正されたものでございます。平成24年の4月1日に施行はされていますが、1年間の期間が設けられて、この中でそれぞれの団体に整理して下さいということになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今建設課長が説明されていましたが、河川法の条例の中身と主権改革の一括法の中での改正というような説明もありましたが、中々中身も分かりづらいので、これは民生産業の方に付託になるようですので、その中でもう少し詳しく説明して頂ければと思います。

後5ヶ所の準用河川があるということでしたが、要するに許可工作物、橋だとか、堰だとか、水門だとか色々そういったものについて、先程宇田川議員からも質問がありましたが、5ヶ所の準用河川が、この基準に合わないものは今後調査するのか、いま既に把握出来ているのか、調査した上で順次、水害に直接関わる部分もありますので、整備をして行くのか、その辺の見通しについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程も若干触れましたように、当然整備方針というのは決めなくてはなりません。その上

でということになりますので、現時点ではそこまで至っていないと。今後はどういう方向に持って行くか、内部でもう一度協議して行く必要がございます。今の時点ではいつ頃という答えは持ち合わせていません。

ただ西川については、西川から室木川、長谷川に繋がっています。下流である小木橋から上流、ここは県が暫定整備と、暫暫定計画、暫定計画、本計画というふうに段階をふんでいきますので。そういった部分については、下流が整備されてから上流という流れになるのだらうと思いますが、実被害が出ているかどうかと、先程言いましたように高確率、通常小河川であれば5分の1から10分の1、場合によっては20分の1という指針が示されています。

それにどれだけ対応出来るかという調査も現時点では行っていませんので、これは少し時間を頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回退職手当を段階的に引き下げて行くということですが、一つは組合との協議はどうなっているのかというのをまず教えて下さい。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

組合とは2月14日と15日に交渉を行いまして、15日に今改正案で上げている方法で減額して行くことを妥結しております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

組合とは合意に至っているということですが、この間ずっと給与も引き下げられて、また退職手当も給与の後払い的な意味合いもあるわけです。

そこでまた引き下げられると。これは将来の生活不安もありますし、私は、これはいくら

国家公務員の退職手当を引き下げるといって、そのままそれを運用して町も、自治体独自でこういうものは決められるわけですから、これ自体は下げるべきではないと考えます。

国が変えたからそのまま変えましたではなく、職員の生活実態だとか色々なものを勘案して決めていくべきだと思いますので、これについてももう一度考え方についてお願いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の国家公務員の取り扱いにつきましては、人事院から示された退職給付に係る官民格差が平均で約402.6万円地方の方が高いということで、解消を図るということが目的とされています。その主旨に則って今回市町村でもそれぞれの取り扱いをしているわけでございます。

給与についても国家公務員の取り扱いに準じて来ていますので、この退職手当についても準じて行うという考えでございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

鞍手町の状況で官民格差が高いわけですか。公務員の方ががぼっと給与も退職金が上で、民間は低いという認識ですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

一応私の方で影響額というか、そういったものを算定いたしました。大体課長クラスで約409万円、班長級で388万円、主幹級で376万円というような差があるというふうに捉えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。退職金でこれだけの格差があるということですね。それではこれを引き下げて行くことによって、どのくらいの金額が削減されていくのかを教えてください。個人の、先程課長級でとかと段階的に言われましたが、そういう方達で大体今までの退職金からすると、どのくらい減るのかということも具体的に教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

平成24年度から27年度までの定年退職者についての総額で試算をしています。

国に準拠した場合、その影響額は約4800万円。今回の条例改正による本町の取り扱いでは約3300万円となります。その差は1500万円ですが、これはあくまでも駆け込み退職が出ない場合の効果ということになりますので、駆け込み退職があればその分の効果は下がりますので、1500万円というよりももっと小さくなるというふうなことが考えられます。

個人別に見てみますと、課長クラスで大体现行制度で行きますと2700万円ぐらいのところになるのですが、それが段階的な引き下げになりますので、影響額といいますと25年度で申し上げますと、25年度は課長クラスがおりませんが、主幹クラスで大体2500万円ぐらい貰う予定だった人が2300万円ぐらいになるというような感じになります。

更に26年度で見ますと、課長クラスで2670万円ぐらいの予定の人が2390万円ぐらいになるというような感じですよ。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これの改正後と改正前の新旧対照表を見ますと、最後の頁に特別職職員の退職手当支給条例の特例というところがあるのですが、ここを見ますと改正の中で、改正前はこの条例の施行の日に在職するというようになっていたのが、当分の間というふうに変わっています。

後色々と細かな数字であったものが、大きく割合を乗じて勤続年数に得た額というような改正になっているようですが、まず当分の間というのを大体どういう期間を定めるのか、また今現在在職している方以外、その次の方とか、その次の次の方とか、色々要するにずっと下がって行くことにもなると思いますが、もしもそういうふうな思いで当分の間ということであれば、これは必要なかどうかということもあると思います。そこも含めてお尋ねします。

後改正前と、改正後について、特別職についてはどれぐらいの減額になるのか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

国家公務員の退職手当法につきましては、官民支給水準の均衡を図るため制度の見直しをされる場合というのは本則で扱われるのですが、今回のように調整率、率を扱う場合というのは、本則を扱うと制度そのものがゆがむ可能性があるということで、こういった形でこれまでも昭和の時代57年でしたか、それと平成4年、16年、18年ですか、4回こういった改正が行われて来ています。その際も、次の改正までというような意味合いで当分の間というのが使われています。

その改正があって次の改正までの間を、具体的に次にいつ改正があるか分からないのですが、それまでの間を当分の間というふうに読んで来ています。

特別職の関係につきましては、退職金の支給率は一般職と違って国家公務員の中に参酌する基準がございません。それで福岡県市町村職員退職手当組合で適用されています率を、これまで基準としてきていました。

今回退職手当組合に於ける改正では一般職の分しか、まだ改正が行われていません。特別職部分については、今後検討するとの見解だったのですが、福岡県の職員の取り扱いでは、知事以下特別職については一般職との整合性を図る、公平性を保つということで、同じ率で下げるということで16.4%の減額ということになります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の改正までが当分の間というようなことで、ここに当分の間というのを定めているという答弁でいいのですね。

要するに減額としては特別職といえど町長、副町長と教育長になるのですが、減額はどれくらいの額になるかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

町長の場合で申し上げますと、4年間で現行でいきますと1423万9200円ですが、これが1172万6400円、251万2800円減額となります。

副町長が4年間で732万円ですが、これが610万円ということで122万円減となります。教育長が4年間で562万4640円、これが468万7200円と、93万7440円減になるということでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回から病院の貸付金等の収支を明確にするということなのですが、後から予算で出て来ますがどこまでをするのか、後から病院に対する会計を明確にするのであれば、例えば繰入金だとか、一般会計からいったら繰出金ですが、そういったものをどのように考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず今回この独立行政法人から病院貸付金特別会計を設ける理由としましては、これは平成20年7月に総務省の自治財政局から発しました通知がございまして、これまで病院事業等で持っていた企業債等については、独立行政法人化に伴って一般会計等に継承するような企業債につきましては、一般会計とは別途独立して分離して明確に処理しなさいという通達がありまして、今回この特別会計を設けるところでございまして。

そして、この特別会計を設けるに当たりまして資料をお配りさせて頂いております。その資料に基づいてご説明をさせていただきます。

大きく会計が3つございます。一番左に一般会計、真ん中の下のところに、今回新たに設立いたします地方独立行政法人から病院貸付金特別会計がございまして。一番右側に地方独立行政法人から病院の会計があると。

まず、これまで一般会計から病院事業につきましては、4款 1目 保健衛生総務費におきまして、病院事業の繰出金という形で地方交付税に、基準財政需用額に算入されていた、病院事業について算入されていた部分を病院事業に繰り出していました。

今回独立行政法人が新たに設置されることに伴いまして、4款 1目が4款 6目 病院事業費ということで、平成25年度はそこに計上しています。運営費負担金という名称で新たに今回計上させて頂いているところでございまして。これを一般会計から運営費負担金として独立行政法人の方に一旦繰り出すと。

そして今度地方独立行政法人側では、先に特別会計の方からご説明いたします。真ん中の下の方の独立行政法人の会計につきましては、このから病院の事業につきまして直接から病院が地方債を借り入れることが出来ません。そのためにこの特別会計を使って町債の方で借入を行うと。具体的に申しますと平成25年度につきましては、病院事業債で956

0万円、過疎債の方で9560万円、併せて1億9120万円を町債として、この特別会計が歳入として一旦借り入れる。そしてそれは歳出の方で貸付金として、これをくらて病院の歳入の借入金の方にこれを支出して行くという形になります。

これに伴って今後はくらて病院の方の歳出側で、この元利償還金相当分について、今後はくらて病院が支出して、その部分は特別会計で公債費負担金として特別会計が受け入れて、この特別会計の歳出の方で公債費として借入金融機関に償還して行くという資金の流れになっています。

具体的に申しますと特別会計の方で25年度は公債費負担金で2億1156万1千円をくらて病院から公債費負担金として歳入に上げて、公債費として同額を借入金融機関に償還して行くというふうな流れになっています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町のし尿処理施設は指定管理者になっていると思います。その指定管理者を指定する際に、今度改正されたような技術者に関するような事項は、その中の条件としては入っていたのですか、入ってなかったのですか。

○議長 川野 高實君

篠原農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

技術者の関係ですが、その中には設置をしなさいということになっていましたので、入っていました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということは、今度条例は改正されますが、指定管理者のところにも別に特段の影響はないというふうに思っているのですか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回の条例では、町の条例の中にこの言葉を入れないといけないということになりましたので、新たに条例の中でこういう技術者とかを入れていきます。鞍手町では6名の管理体制で行っています。その内4名が該当しますのでそういうことでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の18頁をお開き下さい。

1款 議会費及び 2款 総務費について、18頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び 4款 衛生費について、20頁から23頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から 8款 土木費について、24頁から27頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

25頁の一番上の林業振興費の中で、工事費410万が減額になっていますが、この中身を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

当初予算では間伐の積算根拠は、樹木の種類、胸高の直径、胸の高さの直径です、それと平均傾斜地により1本当たりの間伐の単価で決まっていたのですが、平成24年度より積算根拠の見直しが行われまして、1ヘクタール辺り成立本数、立っている本数です、間伐率、間伐の難易度によりヘクタール当りの単価が変更になりました。よって工事費で410万6千円の減額となっています。

これに伴いまして事務費の工事雑費等が減額になっています。調査委託料もヘクタール当りの単価が55円減額になりましたので減額になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び 10款 教育費について、27頁から30頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

政府の24年度の補正予算、これで1.4兆円のいわゆる元気交付金というのが出てきまして、この中身が私もよく分りにくかったのですが、平成25年度分の予定していた公共工事を前倒しで平成24年度にやってくれと。その分は出しますよというか、町単費分の約8割を元気交付金で戻しますよと。

簡単に言ったらそういうことなので、とすれば平成24年度の今度の補正予算で来年度やろうと思っていた公共工事をここで上げておかないといけなかったのではないだろうか。

ただ総選挙が12月にありまして、柴田町長も亡くなって徳島町長に、とうちの場合切り替わった部分があるのですが、今回この補正の中で元気交付金に当る部分の予算は組んでいるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の国の補正予算に対します本町の対応としましては、歳出の26頁の土木費の1目

治水堤防費のところでは工事費として700万円計上させて頂いています。今回本町としましては、この国の補正予算に対する事業費としてはこの700万円しか上がっていません。ただ今回国の補正予算に対しまして、平成25年度の事業の前倒しということで、一番大きなものとしましては、学校の建設に係る部分がありました。この部分についても当然前倒しするか、しないかということで検討を行っています。

検討した結果、本町につきましても過疎地域でありますので、過疎債を活用した方が一番有利であるという結果が出ています。今回国の24年度の補正予算に対する事業費としては上がらなかったと。

その他の事業につきましても、極端な例を申し上げますと、3時に県から通知が来まして、その日の内の5時までに事業費を上げて回答しろというような、スケジュール的にはタイトなスケジュールであったのと、先程質問議員さんもおっしゃったように、これを判断するに至った時に町長がいらっしゃらなかったという様々な要因もありまして、今回700万円しか上げられなかった。700万という結果になってしまったということでもあります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

学校の分で過疎債を使った方が有利だと言われますが、勿論元気交付金が丸々通るかどうかという確信は持てなかった部分はあると思います。ですが、もしもそれが通っていたらこちらの方が有利なわけでしょう。そうではないのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

仮に試算しまして、臨時交付金が当たったとしても過疎を活用した方が有利という結果になっています。具体的に数字で申し上げますと、過疎債を行った学校の事業で約16億円の事業費に対しまして、過疎債を充当して活用した場合に、一般的な実質的な本町の負担は4億4500万円程度という試算になっています。

これに対しまして、全事業を元気交付金に充当出来たとしても、町の実質的な負担としましては7億6500万円程度という結果が出ました。こういう数値から判断して今回この判断になりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

その7億の根拠が分からないのですが、これは平均で0.8なのですが、一般でいったら過疎債を使ったら7割が交付税で返ってくる。この元気交付金は8割が基金として交付されるわけです。

単純に計算したら、例えば10億掛かって7割が交付税で返って来て3割負担。それよりも8割返ってきて2割が負担、単純に考えたらそちらの方が率はいいのではないかと思います。

学校のその分に拘るわけではないのですが、例えば宮田ではもう何でもかんでも上げろというような、言い方は悪いのですが、恐らく10億ぐらい上げていると思います。私は予算書を見ていない、聞いただけですが、直方だって2億から3億4千万上がっているわけです。それが全部元気交付金に当たるかどうかというのは別ですが、しかし上げておかないと当たることはないわけです。

そういう意味で言えば、私は元気交付金自体が良いとは思いません。公共事業のばらまきみたいな交付金ですから、いいとは言いませんがこれはやがて消費税の大増税に繋がって行くわけです。今回の分が景気回復を前倒しして、先にやって4月から6月までの景気の動向を見て、それを見て10月に消費税を上げるかどうかというのを考えるわけですから、それを見越したこの元気交付金であるわけで、これ自体はあまり賛成ではないのですが、ただ鞍手町からしたら、出来るだけ25年度にやろうとしていた公共事業を前倒しして予算だけ組んで、県か国か分かりませんが、3時にお知らせが来て5時までに出してくれと。

そういう問題ではないのです。その前からアンテナを張っていて分かっている筈ではないですか。勿論町長が不在という部分もあったかも知れませんが、これはやはり当時の副町長が判断して、そこは決断するべきではなかったのですか。どうなのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員のおっしゃることは私も重々承知いたしています。実は私が1月27日に当選させて頂いて、即、翌日から公務に入りました。

その2日目に全課を通じまして、今度の元気交付金に対しまして、全ての課において、とにかく何でもいいから予算要求を上げてくれということの指令を出しました。ところが、翌日回答が来たのですが、その時点で内容を精査しますと締め切りが終わっていたということでした。

宇田川議員がおっしゃっていることは重々惜しかったなという思いはございます。ただ鞍手町といたしましては、柴田町長がお亡くなりになって、副町長が色々な対応策に追われて、言い方は悪いのですが、ドタバタやっていたというのが現状ではないかなと思っております。それから私も先月27日に、その件で東京に陳情に、麻生事務所の野田さんの方に話に行きました。やはり間に合わないということで、努力はしたのですが、いかんせん政治空白がちょっと大きかったという部分は、致し方なかったかなという思いがいたしています。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

今回、西区の用地は造成が完了したということでの減額なのですが、今通ったら素人目に見て、今日も雨が降っていますが、もの凄く水が溜まっているのです。あれでいいのだろうかと感覚的に思います。地が沈んでいっているのか分かりませんが、最初からあのような形で造成は終わりですよという形なのでしょうか。

○ 議長 川野 高實君

企画財政課長。

○ 企画財政課長 三戸 公則君

本町の予算の事業として完了ということですが、後窪んでいる部分につきましては、今度国土交通省から土を入れて頂くという予定になっています。それも今月中に終わる予定でございます。以上です。

○ 議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算を議題とします。
まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び 2款 総務費について、31頁から45頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び 4款 衛生費について、46頁から69頁まで質疑はありませんか。
宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

細かいことは特別委員会がありますので、そこでお尋ねしたいと思いますが、今日は町長が居られますのでこの場で聞こうと思っています。

12頁の人権推進事業総務費の中の一番下の負担金補助及び交付金。これは毎回言っていますが、部落解放同盟鞍手地区協議会に144万円、解放活動団体に150万円、これもずっと以前の町長の時から話していますが、特定の運動団体に対する補助金です。

これについては、小竹は完全に廃止していますが、順次減らして行くような話し合いを持ってくれと。分かりましたということだったと思います。

これはもう大概で少しずつ減らすなり、ずっとこのまま置いておくつもりなのですか。もう腹を割ってお話をして、これはもう無くすべきではないかと私は思います。その点についてお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員のおっしゃることは分かりませんが、ただ私も成り立てで良く精査はしていませんが、県立高校なんかもまだ人権学習、こういった部落差別の学習時間も取られています現実的に。まだ差別があっているということも聞き及んでいますので、今の段階では、ここで私が廃止ということは致しかねますとしか言えませんが、しかし今後、色々な面を含めて勉強しながら検討していきたいなと思っています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から 7款 商工費について、70頁から76頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

8款 土木費及び 9款 消防費について、76頁から85頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

10款 教育費から 14款 予備費について、85頁から104頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

92頁の工事費15億7400万円ほど上がっていますが、一般質問の中でもお尋ねしましたが、この中に校舎の改修費も含まれていると思いますが、その校舎の改修費の国の補助金は幾らですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

国としての補助金ですが、体育館部分につきましては1億95万7千円。その他の武道場、プール、校舎改修、それから障害児を対象としたエレベータ、太陽光発電、こちらが1億6867万円というふうになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

校舎の改修費には国庫補助金は付いていないのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

校舎の部分の補助金ということですね。これにつきましては校舎改修で、今言いましたように6700万円と空調機部分等で4600万円、エレベータの関係が400万円、それから別になりますが、太陽光発電で約2千万円というような内訳でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後でも良かったのですが、武道場の建設の事業債については5490万円で、地方債が充てられているというふうになっているのですが、これは過疎債とは違う別の地方債ということなのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

歳入のところでは29頁をご覧頂くと分かりますが、21款 町債のところでは教育債としまして、学校教育施設等整備事業債という形で5490万円を計上させて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程ありました24年度、25年度の事業についても前倒しして元気債に、この武道場は該当しなかったのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

学校事業の主なものとは殆ど該当しておりました。ただ先程もご説明いたしましたように、実際に過疎債と比較した場合に、学校全体の事業費で試算しますと、本町の場合は過疎債を活用した方が実質的な負担は有利という結果が出ましたので、それに基づいて判断しております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から29頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の続きと申しますか29頁ですが、はっきりと教育債として武道場が上がっています。過疎債は過疎事業対策事業債というふうに上がっていますので、武道場については過疎債を使っていないのではないかというような判断から先程お尋ねしたのですが、その辺はどうなりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

武道場につきましては、過疎債は充当していません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

どちらが有利だったのですか。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時22分

再開 14時22分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このことにつきましては、現在資料を持ち合わせていませんので、後ほど当初予算につきましては19日の特別委員会の席で答弁させていただきます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

また特別委員会もありますから、その際にお尋ねします。

○議長 川野 高實君

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

歳出の時に言えば良かったのですが、34頁の町長の交際費が100万上がっています。前年度もそうでしょうが、今回これを十分歩けるような交際費を付けて、堂々として政治活動をやって欲しいと思っております。

実績等はどういう形で、これは交際費が少なければいいとか、多ければいいということではないでしょうが、やはり当初予算にそういうものを反映するようにすべきではないかなと思っております。考え方を示して頂ければ有り難いと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

これまで交際費については、使途について細かく取り決めというか内規を定めて、交際費は随時公表いたしておりますので、そういったことでこれまで使っております。

ただ、これから町長が申しましたようにトップセールスで活動して行くということを言われていますので、出来るだけその辺も、こういった交際費も当然そうですし、移動費についても町長が活動して頂くための措置はしていきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第25号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時26分

再開 14時44分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に、日程第23 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これについては毎回質問させてもらっていますが、予算で貸付金回収金84万1千円となっておりますが、滞納というか残っている分は全体でどのくらいあるのですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。

平成25年2月末現在で2722万3096円の残高です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

回収しきれていない額が2700万円からあるわけで、本当言ったら、これは既に返してもらってなければいけない額なのです。ですが今回の予算でも84万1千円という。

今後どういうふうにして行くつもりですか。早く回収して、早くこの会計自体をなくした方がいいと思います。ただなかなか難しいことは私も分かっていますが、新しく町長が変わられましたので、今後の方針としてどういうふうを考えているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一応分納して頂いているみたいですが、当面はその方向で様子を見させて頂こうかなと思っておりますが、これが答弁になっていきますかね。

正直言ってよく分からないので、副町長に言って頂こうかなと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

これは毎年ご質問を頂いています。これまで納付のなかった方も担当の方がお伺いして、分納して頂くということを進めています。ただこの金額については、生活実態等を考慮して可能な限りということを進めています。

ただこのまま行きますと、当然相当の年数が掛かるということも考えられますので、どこかの時点でもう一度相手方と協議していくということが必要だと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

毎回同じようなことを言いますが、これは税金と違って払って頂くというようなものでな

いのです。返してもらるのが当たり前のお金なのです。だけでも税金は滞納すれば差押さえしてだとか、色々な方法を取って出来るだけ取り立てるようにしています。

ですが、これは話し合いをして分納して頂くというような性質のものではないのです。ここは、法的措置はなかなか難しい部分はあると思いますが、強い態度で臨まないとなかなか一生、いつになっても終わりませんよ。不納欠損という性質のものではありませんから、どうですかそこは。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はまだ全体を把握していません。ちょっと時間を頂いて精査させて頂いて、何名、そしてどのような形になっていたのかという経緯を勉強させて下さい。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

久しく聞いていなかったのですが、下水道の工事をずっとやられています、工事自体はどの程度進んでいるのか、供用開始のあったところで、下水道工事も終わってやっている世帯がどのくらいの割合であるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

中岡上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。

24年4月1日現在で水洗化されている人は4632人、全体の率にしますと37.9%が水洗にされています。これは合併浄化槽も含んだところであり、整備としましては、現段階では処理人口が6544人に対し、水洗化されているのが4632人で水洗化率としましては70%となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

供用開始されていないところは除けて、含まなくて、供用開始があったところと、合併浄化槽も含めたところでの70%ということですね。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

水洗化率の37.9%というのは、合併浄化槽も含んだところの水洗化率であります。鞍手町全体です。

整備人口としましては6544人済んで、その内の水洗化をされている方が4632人ということで、70.8%の方が水洗化をされているということでもあります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。ただ折角下水道の工事をやって供用開始をされているところであれば、当時執行部の方から100%を目指すということと言われていましたので、今度徳島町長も住宅リフォームの助成制度もすると言われましたので、そういうものも活用して是非率も上げていって頂きたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今おっしゃるように、この2年間で要望額に対する国庫補助が若干遅れていますが、今後また要望額を増やして進めて行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第32 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっています議案第35号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第33 議案第36号 鞍手町道路線の認定を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっています議案第36号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は民生産業委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第34 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の
共同設置に関する規約の変更についてを議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっています議案第37号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しました。
この際休会についてお諮りします。
明日14日から20日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日14日から20日までの7日間は委員会審査のため休会と
します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時59分